

第1章 計画策定にあたって

情報通信技術（ICT）は、めざましい進歩を見せており、光回線や携帯電話の情報通信ネットワークの整備やスマートフォン・タブレット端末の急速な普及が進むとともに、新たなサービスが次々と展開されています。

ICTの効果的な利活用は、行政の効率化はもとより、県民生活の利便性向上や地域課題の解決、地域・産業の活性化を図るうえで、必要不可欠であり重要なものとなっています。一方で、インターネットを介した個人情報の流出やいじめなど、ICTは使い方を誤ると社会に損害を与えるものとなりかねません。

本計画は、ICTの進歩がもたらす社会環境の変化を踏まえて、ICTの二面性を意識し、本県が取り組むべき次の2つの方向性を示すものとして策定するものです。

① ICTの活用による豊かで活力ある未来の創生

県民の様々なライフステージや地域活動・産業活動などにおける効果的なICT利活用の促進や、オンライン化による行政サービスの利便性の向上など

② ICTの利活用における安全・安心の確保

情報セキュリティ対策に配慮した環境整備や、ICTを利活用する人の情報モラルや情報リテラシーの向上といったICTに関する知識・認識の普及など

本計画で示す方向性には、現時点では技術的あるいはコスト的な課題があり、すぐには実現困難と思われるものも含まれています。しかし、ICTのめざましい普及の経過を踏まえ、「第15次群馬県総合計画（はばたけ群馬プランⅡ）」に盛り込まれた関連施策の推進をはじめ、本県として中長期的な視点から直接あるいは間接（市町村や事業者を支援する・働きかけるなど）的に取り組むべきものを幅広くとりあげることとします。

本計画の推進にあたっては、関係部局をはじめ、市町村や民間事業者との連携を図りながら、県民ニーズやICTの技術動向、民間分野におけるICTサービスの動向などを的確に把握し、費用対効果も念頭に、ICTの効果的な利活用に取り組んでいくこととします。

✚ ICTとは、Information and Communications Technologyの略で、情報通信技術の意味です。日本では、「IT（Information Technology）」が同じ意味を持つ用語として広く使われてきたこともあり、国の省庁や自治体の機関によって使い方が異なります。

✚ 本計画では、情報ネットワークを活用したコミュニケーション（C）を重視する意味と、情報通信分野を所管する総務省が主に「ICT」を用いていることなどを踏まえて、基本用語として「ICT」を用います。

1 基本事項

(1) 計画の趣旨

本県では、県民の誰もがICTの利便性を享受できる社会の実現を目指し、これまで3回にわたり情報化推進計画を策定し、県内の情報化を推進してきました。

平成24年3月に策定した「群馬県第3次情報化推進計画」が平成28年度末で終期を迎えます。

これを機に、近年の社会経済情勢の変化、情報化の進展、国の新たなIT戦略、本県の情報化の現状などを踏まえつつ、本県が抱える様々な課題の解決に向けて、県内のICTの効果的かつ積極的な利活用の推進に向けた方針を示すため、新たに、第4次群馬県情報化推進計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

第15次群馬県総合計画「はばたけ群馬プランⅡ」（平成28年度～平成31年度）の分野別個別基本計画と位置づけ、同計画の内容を踏まえた情報化施策の推進を図るものです。

(3) 計画の期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成31年度（2019年度）までの3年間とします。

【本県の計画のあゆみ】

